

令和6年8月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇城市長 守田 憲史

市町村名 (市町村コード)	宇城市 (43213)	
地域名 (地域内農業集落名)	戸馳地区 (内潟)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、戸馳島に位置する。農地へ通じる道がなく、道路も狭く傷んでいる。農業後継者も少なく高齢化が進んでおり、働き手も不足している状況となっている。耕作放棄地の増加や有害鳥獣被害の増加なども懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

畑地の基盤整備を進め水田・畑地の集積・集約を推進する。散在した農地を集積・集約するなどし、労力やコスト削減・販路拡大による収益増加を目指し、地域内の共同作業による労力不足を補う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

宇城市三角町大字戸馳の一部

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田及び畑地の集積・集約の推進
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業公社を利用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
畑地の基盤整備を進め、水田は計画中。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外からの後継者及び担い手を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
収穫時期など、人手が必要である時期において労働力をあつせんできる仕組み(体制)をつくる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

農道整備やほ場整備等に伴い、トイレを設置する等農作業に係る環境整備を行い農作業の環境を整備する。